

平成 30 年度 中国・四国ブロック

青少年育成アドバイザー連合会

総 会 議 案 書

日時:平成 30 年 6 月 9 日(日) 14:00~16:30

場所: 岡西公民館 石井分館

〒700-0032 岡山市北区昭和町 1-5 TEL 086-252-7461

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 議長選出
4. 議事
 - 1) 第1号議案「平成29年度事業報告」……P3
 - 2) 第2号議案「平成29年度運動の総括と事業報告(案)」……P4～
 - 3) 第3号議案「平成29年度決算報告」……P26
 - 4) 第4号議案「平成29年度監査報告」……P27
 - 5) 第5号議案「平成30年度事業計画(案)」……P28
 - 6) 第6号議案「平成30年度運動方針と事業計画(案)」……P29～
 - 7) 第7号議案「平成30年度予算(案)」……P44
 - 8) 第8号議案「平成31年度第25回研究集会」……P45
 - 9) 第9号議案「平成32年度第26回研究集会」……P45
 - 10) 第10号議案「規約改正について」……【個人情報の保護】……P47
5. 議長解任
6. 閉会のことば

第1号議案

平成 29 年度 事業報告

・全国青少年育成強調月間 11 月

事業項目	期 日	場 所	内 容
第 22 回定期総会	29 年 5 月 20 日(土) 14:00～15:00	香川県青年センター別 館会議室	* 総会 ・議案審議 * 研修会
第 23 回研究集会	29 年 5 月 20 日(土) 15:00～16:00	香川県青年センター別 館会議室	元香川大学教育学 部教授 保健管理 センター所長 小柳 晴生氏
情報モラル啓発 活動	29 年 5 月 20 日(土) 16:10～16:30	香川県青年センター別 館会議室	峠 テル子氏
第 1 回役員会	29 年 4 月 25 日(火)	岡西公民館 石井分館	総会議案について
第 2 回役員会	29 年 10 月 26 日(火)	鳥取市遷喬地区公民館	・全日本連合会協 議事項について

【平成 29 年度 中国・四国各県総会】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	29 年 6 月 19 日	高知県	29 年 月 日
島根県	29 年 月 日	徳島県	29 年 月 日
広島県	29 年 4 月 9 日	愛媛県	29 年 月 日
鳥取県	29 年 5 月 7 日	香川県	29 年 月 日
岡山県	29 年 月 日		

第2号議案

平成29年度運動の総括及び事業報告(案)について

はじめに

全日本アド連の運動方針並びに事業計画に沿って、総括と事業報告を行う。

29年度は、全日本アド連結成21周年を迎え、生みの親である国民会議が解散して8年も経過したことから、自主独立の歩みが求められる世代となっている、との認識に立って、社会的責任を自覚した成人としての歩みを開始しようと決意してスタートした年であった。

全日本アド連と各都道府県アド協議会の連帯感を強め、情報の共有化を図り、共通の認識に立って運動をすすめるため、ネットの活用を進め、会長他役員が積極的に各組織に出かけて、育成運動の活性化に努めた年と云える。

我々の運動を周知していくために、育成運動の基本目標を確認し、重点運動を設定し、青少年問題とは何か？を、問い直し、それを解消するために、家庭・地域の教育力を復元することが重要と考えて「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。

これらの運動を進める我らの、後継者を養成するため、まずは、各県でアド入門講座の開設。更に、国立教育機構からゆめ基金導入して認定講座を継続実施して、仲間を増やす努力を続けてきた。更に、会員意識の啓発・高揚を図るために、目標を示した「のぼり旗」をはじめ、紹介パンフレットや「ありがとう一日100回運動」の啓発シール、更に会員バッチや共通の名刺(台紙)を作成・活用し、社会的な認知度の向上にも努めた。

又、様々な青少年問題は、我々大人社会が作り出している問題であるとの認識から、全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を願って国会議員等への要望運動を強めた一年であった。

以下、その概要を報告して、新年度の躍進に備えたい。

1 青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の基本目標であることを確認し、各組織や各養成講座において、徹底に努めた意義は大きい。

この目標が、青少年育成を考える重要なポイントになるからである。今後も、全会員に徹底していく必要がある。

2、現状の認識と課題について

(1) 青少年を取り巻く社会の現状

①経済最優先の競争社会。②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。③国際化・情報化・技術化が急速に進む社会。④少子・高齢化・過疎化(都市集中)・核家族化する社会と捉え、この現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも注意深く見つめていく必要がある。

(2) 青少年の現状

この社会の影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、規範意識の低下、社会性の未熟(人間関係づくり能力の低下～コミュニケーション能力の低下)、問題行動の多様化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあると認識した。

(3) 組織の現状

各県アド協で独自の養成講座(入門講座)を実施し、近年着実に我らの仲間が増えてきた。これらの中から全日本アドの養成講座(認定講座)に参加する人も増え、更に各県民会議や関係団体の支援によって、我らの組織の無い都府県からの参加も増えてきた。その為、新しいアドが増え活力を生み出しつつあるのが現状である。

しかし、組織的な独自活動が弱い所は、県単位の養成講座の開設もままならず、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人であり、個人的な活動に終わっている様子も見受けられる。一方、退会を申し出る組織が出たり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられる。

今後は、これら高齢化して弱体化しつつある組織との人と情報の交流を図り、全国の同志と共に歩むことの楽しさを感じていただくことが重要である。

(4) 青少年育成運動の経過

国民会議は亡くなったが、各県民運動発足50年を期に、その歴史を振り返り、マンネリ化したものを見直しながら、新しい運動として「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。各県民会議で活発な所は50周年記念式典を開催してきたが、本格的な見直しと新しい運動への取り組みは、報告の無いのが現状である。

各都道府県の我らアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画していく必要があり、今後とも、我らの課題とする。

更に、基本目標の実現を目指すため「人づくり(我づくり)を積み上げて、町づくり・

国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う、青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると認識した。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

毎年、この運動方針で明確に示して、周知に努めてきたが、育成運動が幅広く、奥深いものであるだけに、明確に伝わっていないのが現状であり、出来る限り分かり易く、会員に徹底し、それによって周囲に理解される運動に成長させていかなければならない。その為の啓発資料も必要である。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

国民会議が無くなって、養成講座を本会独自で実施することを決定し、26年度までに4回実施し71名の方々が認定されて活躍しており、27年度(新4期)は35名、28年度(新5期)は38名が養成講座を受講され、現在も認定申請を受け付け中である。

29年度(新6期)は、初めてゆめ基金の助成を受けることができ、新期43名。他に既アド認定者22名が受講され、現在認定申請レポートを受付中である。

また、まずは仲間を増やすため、入門編(初級講座)としてブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援し、東海北陸ブロックをはじめ、北海道・宮城・茨城・東京・兵庫(仮称)・鳥取・広島・徳島・愛媛などで実施し、年々開催県が増加しつつあり、今後の広がりを期待する。

中四国ブロックからは、新期～広島4名、愛媛3名。既アド鳥取県3名、広島1名、愛媛2名。の新期7名、既アド6名＝13名の参加。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

平成 28 年 2 月の大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要と考え、養成講座には内閣府の行政説明を設定しその理解に努めた他、グループワークでは引きこもり等支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」の具体的方策について研究・討議を行い、我々の運動のあり方について検討した。また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定について、全国会議員に要望書を提出した他、地方議会への陳情も試みた。今後も、制定に向けた要望を強化していく必要がある。

3、重点運動方針に関する総括について

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みますとして、4つの重点方針を定めて取り組んだ。

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについて

中四国ブロックについては、岡山アド協の難波会長代理を訪ね、状況を把握する一方、従来の活動者を探し出し、人見さんと連絡が取れるようになり、今後の活動に光明を見出すことができた。山口県加屋野会長とも連絡を取り合い、30 年度研修会開催への糸口につなぐことができた。島根県については、原会長やその他会員とメール交信しているが、総会開催は秋のようで、今後の連携が期待できる。

1) アドバイザー自身の活動を見直すことについて

① 自分に占めるアドバイザーの位置を高め、まずは、優先してアド関係事業や会議に参加することに努め、アド共通の名刺台紙を活用することを奨励した。

これにより少しは各種会議・事業への参加は高まったし、名刺の活用も少し広がってきた。今後も、自らアドバイザーとしての自覚を高め、周囲にその存在を知らしめる必要がある。

② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めてきた。

養成講座を実施したアド組織については、講座を計画する段階で、集まり協議し反省も加えながら、取り組んできており、「このままで良いか？」との視点での見直し作業が進んで来たものと感じている。ブロック研修会や全日本総会の開催県にあつては、その内容の検討や準備作業により、動きが活発になっている。今後も様々な事業に取り組むことが組織活性化への道筋であることが裏付けされたと云えよう。

ただ、各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決める、ことについては、徹底しておらず、来年度の課題である。

③ 全日本研究大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定することについては、各ブロック、全日本ともに配慮がなされ、会員自身の発表機会が増えてきている。これを、全日本HPで紹介したり、アド連だよりに掲載もして、一定の前進があつたものと評価できる。これを更に増やしていくことが、より一層の活性化に繋がると考える。

④ NPO 法人化について、役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、どのようにすればNPOの法人化が可能となるか、前向きな検討をさらに深めることについては、協議が進んでいないが、事業を推進するためには経費が必要であり組織活動を続けるのであれば、法人化により、事業を計画し、資金を集め、全国的な運動展開が不可欠であると考え。今我々はその岐路にたつているとの認識が必要である。NPOに限定しないで法人化は、将来的には我々の組織に必要なので、今後も協議の広がりを図りたい。

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ることについて。

① 今年度初めて、3つ委員会に事務担当を置き(総務～堀・早坂。後継者養成～配島。広報～清水)、理事会に合わせて事務担当者にも参加いただき、委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供し、HPやアド連だよりにその情報を活用した。事務を分担したことから、事務局の負担軽減を図ることができ、活動の活発化に繋がったと評価している。今後もより体制を強化しながら、更なる前進を目指したい。

② 各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供することについては、事務局を置いていないブロックもあり、ブロック内での連携が円滑でないことが分かって来た。今後、検討を加えながら、情報交流と人の交流が盛んになるよう改善する必要がある。

③ 全日本は各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催することについては、理事会に併せて開催したが、事務局担当のみの会議を持つ時間が取れず、再検討する必要がある。

3)各専門委員会を改組し、行動指針を作成し、その実践に努めることについては、

①副会長・理事・事務担当を配置して所属委員の明確化を図り。(別紙委員名簿のとおり)、中四国ブロックでは会長・事務局長がいるため～後継者養成に内山幸光(広島副会長)総務に谷口崇義(徳島会長)に就任願うなど～委員の補強を図った

②行動指針の作成他、担当事項についての詳細は以下のとおり。

(総務委員会)

中四国ブロックでは、徳島県谷口会長が新しく委員として加わり、専門委員会に参加して、積極的に発言し、重要な役割を果たしている。

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

①「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の具体的な進め方について、調査をし、その実績・評価を取り纏めることを委員会で協議し理事会で決定したが、実施に至っていない。

②県民会議等連合会・全道府県民会議・には、岐阜大会の資料を送付して情報提供し本会への理解と協力をお願いした。また、各県民会議等や市町村民会議に果たすアドの役割やその具体的な参画方法の検討については、今後の課題である。

③ NPO 法人化に関する課題については、前述の(1)・1)・④のとおりである。

④ 活動に必要な財源の確保については、今年度初めてアド養成講座に国立教育機構のご支援を受けて、夢基金の導入～41万円の交付決定があり、決算の結果23万円ほどの交付を受けることができた。

また、養成講座のテキスト作成を検討するとしていたが、今井財団への申請を行い、100万円の交付決定中智を受けている。30年度事業として取り組むこととしたい。

⑤ 規約の再検討をすることについては、石井総務委員長の提案を受けて会長・副会長の選任方法。総会の構成や会員資格(正会員・代議員制度の検討。組織の無い所の賛助会員・個人会員の検討と総会への参加資格)。会費の検討等を行い、理事会の協議を経て、この総会に別紙議案のとおり提案することとなった。

NPOとの関連などについては、今後も検討していく必要がある。

⑥ 今年度の養成委員会、広報委員会の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握等の事業計画を担当するとしていたが、委員会としての集まりが悪く、会長・事務局長主導となった。また、総務委員会の調査事項についても、回答が少なく今後の課題となった。

(後継者養成委員会)

中四国ブロックでは、広島県内山副会長が、新しくこの委員会委員として加わり、新しい風を吹き込みながら、委員会活動活性化に貢献している。

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めることについては、詳細は委員会からの報告書に記載されているが

① 各ブロックや各県アドでの入門講座(入門コース)の開催奨励支援については、北海道・宮城・茨城・東海北陸・兵庫・鳥取・徳島・愛媛に続いて広島が開催し徳島・愛媛以外の講座には会長が講師として、峠広報委員長が実践発表者として訪問し、アド運動について指導・助言を行った。入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議等へも周知し、参加者の確保に努めることとし、茨城では東京からの参加もあったが、他には他県からの参加が得られず、今後の課題としたい。

② 入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、実施方策を検討することについては、今井財団に補助申請をした時点で、作成委員会を設立し、テキスト作成体制を整えて、決定を待った。前述のとおり、日程が決定したので、30年度は具体的な取り組みを行い、完成させる。

③ 認定のためのアドバイザー養成講座を実施については、新6期講座を開設し新規受講者43名、既アド受講者22名、合計65名の参加で成功裡に終了した。(詳細は委員会報告のとおり)

中四国では、今年度、広島県4名、愛媛県3名が新期に受講した。

④ アドバザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討については、ゆめ基金の継続、会場はオリンピックセンターとし、30年度も継続実施できるよう申請をした。

⑤ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をし、養成講座の中で長野県が復帰を会長に予告。また、会長が訪問して、岡山県については従来の活動者を発掘、沖縄県については特定市の新期アドを賛助会員として登録してもらうよう要請した。しかし、神奈川県からは脱退の福井県からは解散の報告が届いており、各ブロック内の各県の現状把握・隣県やブロック内組織の交流促進など、今後の組織対策が急がれる状況である。

(広報委員会)

中四国ブロックで、この委員会には、香川・清水の両名が中心となって活躍しており、HPの更新、グループメールやFacebookの開設・更新。アド連だよりやパンフレットの発刊など重要な役割を果たしている。

認知度が低いと云われる我らの運動(活動・事業)を広報して、育成運動の発展を図る為に、ホームページを積極的に活用すると共に、啓発資料や周知徹底方策を更に検討した。

① 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPに公開することについては、情報提供を受けた所については、公開し周知に努めることができた。

② 活動事例を発表する機会をつくることについては、各研究集会で事例発表の機会を作ったほか、兵庫化ではアド養成講座の講師を先輩アドが担当し、自らの活動を基に発表・講演した。

・アド紹介資料(パンフレット)については、委員会で原案を検討し、理事会で成案を得て5,000部を作成し、各県へ送付した。(資料配布のとおり)

・活動事例集の発刊については、資料収集ほか掲載内容を検討する必要もあり、30年度も引き続き検討を行います。

③ 啓発資料作成資金については、委員会の協議を経て理議会で検討し、3万円を養成委員会一部から、残金2万円弱を一般会計から捻出することを決定。活動事例集については、今後継続検討をすることとする。

④ アド連だよりを継続して発刊することについては、予定通り14・15号を発刊し、HPにも掲載した。16号については、4月をめどに準備中で、養成講座・宮城大会・活動事例などの掲載を予定している。

⑤ その他、全日本FBの開設、グループメールの開設などを行い、情報交流・活性化に努めた。今後は、この活用に向けて、投稿者・登録者の拡大方を更に検討し、有効な情報の交流手段としたい。

⑥ 今年度、5、事業計画の2)広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業について、ほぼ計画通り実施し、今後につなぐことができた。願わくば、更なる活用促進を図りたいものである。

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の推進について

運動テーマとして重点運動としての全国的な認識が広がり、全日本・各県の養成講座でその趣旨の徹底を図った他、札幌では地域活動にどのように生かされてきたかを考える「フォーラム」を開催。愛知県アド研修会でも分科会のテーマに取り上げられて本格的な研究協議を行うなど、具体的な動きも見られた。総務委員会でこの実績調査も行われることになっている。結果を待って30年度に臨みたい。

(3)各都道府県・市町村民会議の青少年育成運動に参画しその活性化を図ることについて

われらアド連が組織的に一番重要な役割を果たすことのできるステージが各都道府県民会議であり、アド個人としては市町村民会議の育成運動である、との認識に立ってこの目標を設定している。

1)市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについて

① 先ず、アド自身が市町村民会議に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけることにしていたが、一部では、再建検討委員会を組織し、その委員に加わっているが、全体的には市町村民会議と会員との関係が今一つつながりが弱いように見受けられる。各県アド協の働きを強めて、参加することが強く望まれる。

② 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進することについては、前述(2)の重点運動報告の通りであるが、市町村民会議単位としては、会長所属の鳥取県三朝町民会議で、重点運動に決定されたが具体的な活動に至らず来年度に期待されている。

③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をすることについては、アド組織やアド個人の活動については、シールや缶バッチ、更にのぼり旗の活用により、広がりを見せてきたが、市町村民会議での取り組みは極めて一部に留まっており、県単位にまでは及んでいないのが現状である。今後更に強調する必要がある。

④ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めることについては、全体的な取り組みに広がっておらず、今後の取り組みが期待されるが、鳥取県では県民会議の結成50周年記念事業に向けて、50年を振り返り、今後の運動指針として「未来の子どもたちへのメッセージ」が発せられるにあたり、常任理事として参加している県アド協会長が、重要な役割を果たすことができた。今後、各アド協として、都道府県や市町村民会議へのアプローチも大きな課題である。

2)県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ることについて

① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深

めることについては、全道府県民会議に岐阜大会の資料をお届けし、我が会運動との連携と理解に努めた。本会会員のいない県から、全日本アド養成講座への受講生があったことは、この連携の成果と受け止めている。

② 県民会議の諸事業に参画することについては、本会組織のある都道府県民会議には積極的に参加しているが、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけ、改善に向けた提案を行っている所は、鳥取県以外には報告が聞こえてこない。どの会議も組織が大きく、従来どおりの事業・予算で運営されている様子である。マンネリ化の打破に挑戦する必要がある。

③ 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。

④「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。

⑤従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。

以上の③④⑤については、都道府県民会議への参画は有っても強い発言力やリーダーシップが発揮できず、提案・推進できていないのが現状である。再検討の必要があろう。

⑥県民会議等連合会への加入を奨励・推進することについては

未加入県を明示して、取り組んだが、国民会議解散時の事務処理や様々な事情から未加入となっており、これを打ち破るだけの材料ができないまま、今日に至っている。本会が全国連合会の規約・事業・予算など改善の提案ができ、それが受け入れて頂ける状況を作っていく環境整備が必要である。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、諸団体との連携を図ることについて

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方を立法化して、国並びに地方自治体が大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。

しかし、全体的には、国民会議解散は国家的な課題に対する取り組みが非常に弱く、法の制定を始め政治に関係事柄への関心が低い事も有って盛り上がり欠ける部分もあるが、青少年育成

国民運動の推進母体は、我ら全日本アド連であるとの認識を持ち、我らにできることを更に検討して強力に取り組むべきである。

1) 独自の運動を強化・継続することについて

① 全ての国会議員へ全日本アド連会長名で要望書を郵送し、その必要性和理解を訴えた。(要望書は別紙のとおり)。関係議員からは、歓迎のことばを頂き、制定に向けて精一杯頑張る旨の決意の表明を頂くことができた。

② アド会員として、要望書又は制定要望のハガキを国会議員へ送ることについては、鳥取県がハガキによる要望を県選出議員に送付した。(差出人はアド会員の個人名又は、都道府県会長名。ハガキ文案は別紙のとおり)

③ 地方自治体への理解を進めるため、地方議会議員(都道府県・市区町村)への要請を行うことについては、可能な所から実施する、との理事会決定を受け、会長の住所地である鳥取県三朝町議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について(陳情)し、3月の定例議会で審議され総務教育常任委員会では「趣旨採択」と決定したことを本会議で報告したが、清水議員(全日本アド連広報委員会事務担当)がこれを不服として「採択すべき」との趣旨で討論。起立採決となり11人中9名が起立して「採択」と決定。衆参両院議長を始め総理他関係大臣に制定を要望する意見書が提出されることになった。今後も、この運動をアド会員が存在する地方議会へ働きかけしていくこととする。

2) 県民会議等連合会との連携を強化することについて

① 未加入県民会議へ加入の働きかけをし、加盟県の拡大に協力することについては、各県アドが県民会議へ未加入の事情を伺ったが、進展はなく、全国連合会との協議の必要性を感じた年であった。

② 共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めることについては、鳥取県から群馬県へ全国連合会の会長が交代したため、面談する機会を作り、今後とも強力な連携を要請した。基本法の制定運動については、別紙添付の協力要請文を事務局を通じてお渡しした。

具体的な回答は得ていないが国会で中心的な役割を果たしておられる中曽根先生が群馬県選出であることから今後の連携を期待したい。

3)関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ることについて

今年度は、全国教育問題協議会。全国社会教育委員連合。全国生涯学習の町づくり協会、へ面談して協賛の働きかけを行い、協力を約束頂いたが、共同しての具体的な運動には至っていない。今後の課題である。

4)地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討することについて

① 青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討することについては、全国生涯学習の町協会が主唱する「全国青少年育成のまち協議会」の設立に対し、発起人会の一員に加わり、青少年の育成を中心に据えた町づくりにむかって歩みを始めた。

他には対象の団体を協議、検討するに至らず、今後の課題となった。日本青年館も改築されており、今後、協議・検討していきたい。また、連携協働する運動課題についても、先ずは本会で検討する必要がある。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

1) 隣のおじさんおばさん運動について

各県並びに各アド個人の日常活動として、継続して活発に取り組まれているものと認識しており、今後とも育成運動の根幹となるこの運動を継続していくべきと考えている。

2)子ども・若者の居場所づくりについて

様々な青少年問題の解消の重要なポイントは「子ども達が安心して過ごすことのできる場所づくり」である。本来家庭や地域たまり場であろうが、それが失われている。今後も、我らに重点運動である「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を推進する中で、成果を上げていきたいものである。

・事例の様子を HP や「アド連だより」で紹介することについては、情報が届かず、今後の課題である。

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動について

全日本アド連広報委員長(愛知アド協会長)の峠さんが自費で作成した、スマホの扱い方に関する紙芝居を持ち要請のあった組織(北海道・宮城・茨城・富山・東京・兵庫・香川・高知・広島)へ出かけて総会やアド養成研修会で講演・活動事例発表し、会員の再発掘をめざして、白黒の紙芝居の台紙を希望者に配布し、アド会員へその取り組みの啓発を行った。また、その結果、北海道・広島のアド会員他カウ等が広がり、啓発運動に成果を上げた。今後もアドが取り組む具体的な啓発活動として、積極的な取り組みの拡充に努める必要がある。

4) その他、災害救援支援について

① 岐阜大会参加者に災害支援募金をお願いし、集まった一万数千円を我らの仲間で災害救援ボランティアを続けている兵庫アドの荒井さん(ひまわり企画)に熊本地震の救援活動に活用いただくよう寄贈した。これにより、荒井さんからもお礼状をいただいた。

② 東京アド会が活動する「災害復興を応援する江戸川区民の会」主催の「わすれないパート6」の事業を後援し、会長からメッセージと 5,000 円を送った。事業の成功報告とお礼状を受けた。

5、事業報告

本会は活動方針のもとに、次の事業を実施した。

1) 会議並びに研究大会の開催について

① 総会ならびに研究大会

期日 平成29年5月20日(土)

場所 香川県高松市 香川県青少年センター別館会議室

28 年度運動総括・事業報告・決算報告承認

29年度運動方針・事業計画・予算計画の決定

役員改選～会長 山本邦彦(鳥取県)、副会長 谷本 治(愛媛県)・香川 勝(香川県)

監事 西岡賦文(徳島県)・内山幸光(広島県)、事務局長 清水成真(鳥取県)

記念講演「子どもとの心をつなぐコミュニケーション」

講師～元香川大学教育学部教授 小柳 晴生 氏(おやなぎ はるお)

実践発表～紙芝居「情報モラル啓発活動」

発表者～全日本広報委員会委員長。峠 テル子愛知県アド会長

また、研究大会については、次期開催予定県の計画をする。

(29年高知・30年山口・31年徳島・32年島根・33年香川・34年鳥取・35年愛媛)

…この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする…

その他～各県総会資料を持参いただき、各県に配布し、活動・予算決算の状況を相互に理解し、学び合うこととした。

②役員会の開催(年2回)

第1回 期日 平成29年10月26日(木) 内閣府主催ブロック研修会の直後

場所 鳥取県鳥取市 とりぎん文化会館

第2回 期日 平成30年5月 日 総会前に総会開催地で

③高知研究大会の開催

参加者 47名(高知26名・徳島2名・愛媛5名・香川3名・広島5名・鳥取4名・愛知1名、北海道1名)

期日～平成29年9月30～10月1日

場所～高知県吾川郡いの町波川 「かんぽの宿 伊野」

研究テーマ～「語ろう！ 子どもの夢と未来」

主な内容

①実践発表～地域交流をめざす自主活動の取り組み」

発表者～高知県立山田高校・・・教頭先生並びに生徒

②創作活動～手すき和紙づくり。ちぎり絵づくり

③懇親会・交流会

④主張発表と紙芝居「いのちの花 咲いて」

発表者～高知県立須崎高等学校 2年 林 萌桃 さん

⑤実践発表～佐川町地域支援ネットワーク」の実践から

発表者～主任児童委員 井上 和江 氏

2)全日本アド連ほか関係事業への参加

・全日本アド連会議・事業への参加

①第21回 全日本アド連総会並びに研究大会

期日 平成29年6月25・26日(日・月)

場所 岐阜県岐阜市 ～グランヴェール岐山

主な内容・28年度運動の総括と事業決算報告の承認

・29年度運動方針と事業・予算計画の決定

・役員の改選 会長～山本邦彦(鳥取県)事務局長谷本 治(愛媛県)

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

30年(東北・北海道)・31年(中国・四国)・32年(近畿)33年(関東・甲信越)・34年(東海・北陸)・35年(東北・北海道)・・・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・・・

参加者～鳥取県3名、広島県1名、香川県1名、愛媛県4名～合計9名

②第6期 青少年育成アドバイザー養成講座

期日 平成30年2月23～25日(金～日)

場所 オリンピック記念青少年総合センター

新期～広島4名、愛媛3名。既アド鳥取県3名、広島1名、愛媛2名。の新期7名、既アド6名＝13名の参加。

③理事会への参加

第1回～内閣府主催中央研修会終了後～29年11月28・29日～青少年総合センター。

①29年度運動の経過と今後の活動推進について②養成講座の具体的取り組み・受講生の募集について③その他

第2回～養成講座開催期間中～30年2月24日～青少年総合センター

① 29年度後半の運動とりくみについて

②22回宮城大会の開催について

③その他

第3回～30年4月14～15日～青少年総合センター

①新規アドの認定審査結果について②アド養成講座テキスト作成について③29年度の運動の総括と事業・決算報告について④30年度運動方針と事業・予算計画について⑤総括・22回宮城大会の開催について⑥その他

第4回～総会直前30年6月。宮城県～①総会提出議案(成案)について②総会・大会の進め方について③その他

④役員会への参加～平成30年4月アド認定審査会に併せて開催を予定したが、理事会・専門委員会合同会議に変更して宮城大会提出議案内容を協議。

⑤専門委員会への参加～理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行った。

⑥事務局会議への参加～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を前記報告のとおり開催した。

⑦その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。

・内閣府関係事業への参加

③内閣府中四国ブロック青少年育成指導者研修会

期日 平成29年10月26日(木) 10:00～

場所 鳥取県鳥取市

参加者～高知・愛媛・徳島・鳥取(10名?)ほかは確認できなかった。

④内閣府中央研修会

期日 29年11月27・28日～青少年総合センター。

参加者～高知・愛媛・徳島・鳥取、ほかは確認できなかった。

3) 広報・啓発活動と組織網の活用について

以下、全日本の活動に呼応して、活用を図った。ただ、詳細は把握できておらず、可能な限り、組織としての報告・連絡・相談のハウレンソウ活動の徹底が課題である。

① 会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

バッチ 1,500 円。名刺台紙～HP からダウンロード(パスワード adomeishi201608)
又は広報委員会へ申し込む(台紙・印刷代で 100 枚が 1,800 円)

② 「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用

シール(小)5枚組 10円。シール(大)1枚 100 円。缶バッチ1個50円。

③ のぼり旗の作成と活用～HP に掲載・現物は大会会場掲示～1本 3,000 円)

啓発グッズを販売して、会員自覚の昂揚と運動の周知に努めた。まだまだ不十分であることから、今後も啓発に努める必要がある。(販売実績を報告する事)

④ 「全日本アド連たより」の発行～計画通り発刊

第14号は 29 年9月1日付けで①第 21 回総会・研究集会の特集号。②会員の投稿③峠広報委員長のスマホに関するラジオ番組出演などを掲載・

第15号は、30 年 1 月 1 日付け、①各ブロック研修会～関東甲信越・北陸東海。②第 3 回理事会、専門委員会報告。③養成講座開催計画を掲載

第16号は現在作成中で、①養成講座の概要報告②第 22 回宮城大会の開催と参加募集③会員投稿 を予定。(4月末発刊予定)

⑤ 全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化を図るため、更新に努めた。ただ、まだまだ自主的な情報提供が少ないことから、自分たちの活動・事業を積極的にアピールする姿勢が必要と思われる。

⑥ 情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図ることとし、会長他、広報担当者など、PCのアドレス帳に登録して、会議開催通知をはじめ研修会ほか様々な情報交換に活用した。更に、グループメールとフェイスブックに全日本アドバイザー連合会版を解説して、情報交換や通知に活用した。しかし、会員への周知が徹底できておらず、登録者も少ない事から、更なる周知・活用が望まれる。活動状況や問題意識、情報の共有、は組織の活性化に不可欠のものである。

⑦アド運動啓発資料の作成を検討する

パンフレットの作成を計画し、広報委員会の委員を中心に各有志会員から意見を頂いてA4の三つ折り、カラー版で3月末に5,000部、5万円弱で作製。新年度には各組織での活用が期待される。

4)後継者養成講座の開催について

①入門講座の開催支援

東海・北陸ブロックをはじめ北海道・宮城・茨城・兵庫・鳥取・愛媛・徳島が継続して開催し、新しく広島が開催。東京も継続して研修会を開催。これに会長・峠広報委員長を派遣してその支援を行った。これにより各組織に新入会員が増えると同時に、全日本養成講座への参加と繋がり、運動に希望と活力が生まれ、今後も継続した開催と新しく取り組む県が増えることが期待できる。

②全日本アドバイザー養成講座要項により次のとおり養成講座を実施する。

新規受講者43名、既アド22名(実行委員・スタッフを含む)計65名の参加を得て成功裡に終了できた。特に今年度は教育振興機構からゆめ基金の援助を得て、参加費を少し安価とすることができ、組織の無い県からの参加もあって、全国県民会議ほかのご支援の成果が上がっていることを感じることができる講座となった。特に、今回から生涯学習の町づくり協会理事長の福留先生に選任講師として加わっていただき「まちを創る青少年」の視点で講義・ご指導をいただき「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動をより具体的に指導いただくことができた。今後も我が会の運動発展に不可欠な講座であり、全力を挙げて開催を継続するものとする。詳細は、後継者養成専門委員会報告のとおり。

と き 平成30年2月23・24・25日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

中四国ブロック参加者は前述のとおり。

③ 組織の無い所や県単位で入門講座が開催できない府県のために通信教育の復活を検討してきたが、今井財団からテキスト作成に100万円の助成を頂くことが決定した。萩原先生を委員長、福留先生を副委員長として作成委員会を組織し、後継者養成委員会を中心に関係事務をたんとすることとして、新年度の改正を図ることとなった。今後の活用が大いに期待されることである。

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

① 連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討することについて。

前項で報告の通り、全国県民会議連合会、他4団体に協賛養成をしたが賛意は得たものの、具体的な養成運動にはなっておらず、今後、その搜索を検討する必要がある。

② 各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員(自民党の全議員)に要望書を持参又は郵送することについて。(要望書は別紙添付のとおり)

理事会に併せて開催した総務委員会でも各県で郵送養成を決定したが、実施できなかったため、会長が全国国会議員に要望書を郵送した。有志議員からは、賛意と感謝の意志が表明され、法案提出に向けて努力する旨の意志表明をいただくことができた。

③ 各アドバイザーはハガキによる要望活動について。(別紙添付ハガキにより)

理事会でハガキを配布して、送付を要請したが、鳥取県が実施した他の具体的な報告は得られていない。今後はこの実施方法について詳細に検討する必要がある。

④ 可能な都道府県アド協は、県・市町村議会への議会議決要請を行うについては、

会長在住の鳥取県三朝町議会議長へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について」(陳情)の文書を提出。常任委員会では「趣旨採択」となったがこれを不服として、清水成真議員(中四国アド事務局長、全日本アド広報委員会事務担当。)が最終日の本会議で「採択すべき」との立場で討論し、起立採決のうえ「採択」と決定し、総理大臣、衆参両院議長ほか関係大臣へ「要望書」を提出することに決定した。今後とも、アド会員の住所地の地方議会へこの陳情書を提出して、地方の意見を国会へ届けることによって国民の意思であることを、訴えることが重要である。

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行うことについては、峠広報委員長が積極的に自費で出かけて、実技並びに指導を行った。その結果、北海道・広島他各県アドが紙曾倍の作成・実施に取り組み、アドの模範的活動を示し、会活動の活性化に大いに貢献した。

今後も、組織や個人に行動的することの重要性と活力を与えるこの活動を継続する必要がある。気軽に要請をして頂きたいものである。

6) 表彰を行う

各県アドの推薦により、岐阜大会において、各県会長の推薦を受けて、理事会で承認し全日本アド会長表彰として12名を表彰した。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人については秋の表彰で青少年育成指導者としての功勞により、神奈川の石灰秀光。富山県の早坂陽子。愛知の吉田正浩。兵庫の米田佳実。香川の平池和昭 氏の5名を推薦し、明治神宮で受賞した。

7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催について

理事会、又は研究大会にあわせて開催する事としていたが、久田先生・上村先生の体調の事も有り、開催できなかった。

しかし、前述したとおり、テキスト作成委員会を発足させ、今後のアド運動のあり方について検討することができたことは、これに代わるものとして、今後も継続していきたい。

8) その他

・会長の動向報告

①7月8日～北海道アド総会出席(山本会長・峠広報委員長)

②7月9日～国民会議創始者の末次一郎先生17回忌法要に出席～テキスト作成資金の助成財団の紹介を受ける。

③7月10日～教育問題協議会。社会教育委員連合。生涯学習の町づくり協会。等関係団体へ「青少年健全育成基本法」制定要望運動ほか連携強化の為に訪問(東京)し理解と協力を依頼

- ④9月11日～近畿ブロック研修会(山本会長・峠広報委員長出席。神戸パルテホテル)
- ⑤9月30日～10月1日～中四国ブロック研修会出席(山本会長・峠広報委員長。高知県簡保の宿)
- ⑥10月22日～茨城県アド養成講座出席
- ⑦10月24日～内閣府訪問(配島養成委員会事務担当同席)

養成講座の後援依頼。通信教育テキストへ「青少年育成読本」からの資料活用許可願い。内閣府からは、従来どおりの協力が得られると感じた。

- ⑧11月19日～東海・北陸ブロック研修会(山本会長・峠広報委員長。富山市)
- ⑨11月27～28日内閣府主催の研修会・・昨年以上の参加者、その後に研修・役員会を開催する地区など、各組織活動の前進しつつある姿が確認でき、非常に頼もしく嬉しく感じた。
・夢基金の申請と交付決定・・決定額41万円。これにより参加費を1万7千円とした。
- ⑩11月28～29日～理事会等合同会議～通信教育テキスト作成の検討・・末次先生17回忌法要のご縁で「今井財団」(今井光郎教育文化歴史教育財団)の紹介を受け100万円の補助金申請をしている。事業期間は30年4月1日～9月30日。(申請資料及び作成計画は別紙、詳細はこの会議で協議)
- ⑪12月24日～鳥取県議会副議長と面談～基本法制定要望陳情書提出に句ヶタ事前打合わせ
- ⑫1月15～16日～広島県アド養成講座～(山本会長・峠広報委員長。広島県福山市)
- ⑬1月19日～基本法制定要望書・封書印刷～倉吉市矢積印刷
- ⑭1月21日～兵庫県アド養成講座～(山本会長・峠広報委員長。神戸市兵庫県民会館)
- ⑮1月28日～沖縄県民会議化製50周年記念大会～(山本会長・谷本事務局長。沖縄県浦添市てだこホール)

昼～沖縄アド知念事務局長。夜～宜野湾アド並びに宜野湾育成協議会役員と懇談

- ⑯三朝町議会議長へ基本法制定要望陳情書提出(清水広報事務担当と)
- ⑰2月22日付け～国会議員へ基本法制定要望書提出(郵送)～
- ⑱3月15日付け～自民党以外の国会議員へ基本法制定要望書提出(郵送)～
- ⑲4月13日午前～内閣府表敬訪問(桜川主査退職と参事官補佐面談)

午後～国会議員会館を訪問し、基本法制定要望運動について経過と今後について協議。

平成29年度決算報告

【平成29年4月1日～平成30年3月31日】

◇ 総括の部

収入総額	122,818 円
支出総額	79,492 円
差引残額	43,326 円

◇ 収入の部

【単位：円】

項 目	29年度予算額	29年度決算額	増 △減	摘 要
会 費	63,000	49,000	△ 14,000	7,000円×7県
繰越金	73,818	73,818	0	28年度繰越金
雑収入	182		△ 182	利息0円
合 計	137,000	122,818	△ 14,182	

◇ 支出の部

【単位：円】

項 目	29年度予算額	29年度決算額	増 △減	摘 要
会議費	30,000	10,140	△ 19,860	役員会、総会会場、講師、茶菓代
事務費	8,000	10,710	2,710	役員会・総会資料代
通信費	10,000	3,510	△ 6,490	
組織費	20,000	20,000	0	研究集会助成
旅 費	30,000	18,000	△ 12,000	全日アド理事会、役員会
雑 費	1,000	0	△ 1,000	振込手数料
予備費	38,000	17,132	△ 20,868	会場お礼 頒布品購入
合 計	137,000	79,492	△ 57,508	

第4号議案

平成29年度 監査報告

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

平成30年 4月 26日

監事 西岡 賦文



監事 内山 幸光



第5号議案

平成30年度事業計画(案)

【重点目標】

1. 子供が伸びるチャンスを活かそう
2. 青少年育成運動の見直しの推進
3. 「地域で子どもの安全を守る」活動事業
4. インターネット・携帯電話による有害情報への対策
5. 「大人が変われば子どもが変わる」運動の推進
6. 少年の社会参加活動と地域の環境整備の推進

事業項目	期 日	場 所	内 容
第23回定期総会	30年6月9日(土) 14:00～16:30	岡西公民館 石井分館	* 総会 ・議案審議
第24回研究集会	30年9月28日(金) ～9月29日(土)	防府市地域協働支援センター 多目的ホール	山口県担当
第1回役員会	30年4月26日(木)	岡西公民館 石井分館	・総会議案書検討
第2回役員会	30年10月5日(金)	島根県民会館	

・全日本青少年育成アドバイザー連合会総会・研究集会

平成30年6月24日(日)～25日(月) パレス松洲 宮城県

・全国青少年育成強調月間 11月

・青少年育成アドバイザー養成

【平成30年度 中国・四国各県総会日程】

県名	期 日	県名	期 日
山口県	30年 月 日	高知県	30年 月 日
島根県	30年 月 日	徳島県	30年 月 日
広島県	30年 月 日	愛媛県	30年 月 日
鳥取県	30年 5月27日	香川県	30年 月 日
岡山県	30年 月 日		

第6号議案

平成30年度運動方針及び事業計画(案)について

はじめに

青少年育成国民会議が解散して9年が経過し、全日本アド連結成22年を迎えた。

人間であれば成人に達し、社会的責任を自覚して、自主独立の歩みが求められる世代となり、正に私達が青少年育成国民運動の中核を担う時代を迎えています。

社会は急激に変化を続けており、その社会を写す鏡が青少年であると云われますが、数多くの様々な問題が指摘されています。とりわけ、少子・高齢化と人口減少社会が急速に進んで、地方のみならず我が国の活力が低下していくことが予測される現状の中で、青少年のみが我が国の希望であり、この育成こそ国家的な課題の解決には不可欠であります。

その為にも、青少年自身が抱えている様々な問題を解消して、新しい次代を切り拓いていく逞しい力を備えた青少年を育成していくことが、必要であります。

全ての国民は、青少年が社会の一員として、自分の未来について夢と希望を持ち、地域の未来を創造し、国の在り方を見つめて、その実現を目指して努力する心情を育て、それが実現できるような環境づくりを進めていく義務と責任があると考えます。

その為、青少年の育成は全ての国民を挙げて取り組むべき課題であり、我々が、青少年健全育成基本法の制定や国民運動の再興を強く願う理由もここにあります。

我々は、育成運動が目指してきたものと運動の経過を踏まえて、青少年の現状と課題を明らかにし、我らアドバイザーの役割を再認識しながら、「志」と行動力を結集して団結し、自信と誇りをもって、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものであります。

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自ら

ひらき希望に満ちて生きるよう。

2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。

3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

①経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金の為に働く社会であり、常に緊張して頑張り続けるフル・マラソンの世界で、当然に勝者と敗者が出ることになる。～常に競争があり、ゆとりの無い非情で過度に疲労することから、社会規範・倫理・人間性喪失の社会となっています。

②自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～自由と民主は個人尊重の社会。個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となっています。

③国際化・情報化・技術化社会～激しい競争の中で高度に発達を続ける社会であり、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、非常に危険性をはらんでいる社会でもあります。

④少子・高齢化・過疎化(都市集中)・核家族化社会～活力が失われ、幸福追求(国民福祉向上)に逆行する課題山積の社会となっています。

⑤これら社会の強い影響を受けるのが青少年であり「青少年問題は社会の鏡」と云われる所以でもあります。

(2) 青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化。いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。幼い命が奪われたり、生きる希望を失って自ら命を絶つ青少年もあり、青少年が関係する殺人事件も多発して、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が山積しています。

(3)組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧(社)青少年育成国民会議が行った通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする団体であります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしているが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人が多く、組織的な独自活動が弱いのが現状である。

しかし、近年各都道府県組織で始めたアド入門講座により、新しい仲間を増やし、全日本アドバイザー認定講座に参加して、年々会員が増加しつつあり、活性化しつつある組織が増えてきていることも事実であります。一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、高齢化等により、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

養成講座によって仲間を増やす努力と衰退しつつある組織の支援が大きな課題であります。

(4)青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加するとう提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきた。各県も青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。都道府県や市町村民会議、更に様々な育成団体の現状を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

更に、基本目標の実現を目指すため「我づくり(人づくり)を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンに則り、地方創生が国家的課題となっている今日、地域の未来を担う青少年の育成を中心に据えた町づくり・国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

(5)青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域活動に参画し、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して28年2月末までに4回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。その結果28年11月末現在で99名のアドバイザーを認定致しました。第5期の29年2月には38名、第6期の30年2月には43名の新期受講生があり、現在認定に向けた申請を受け付けているところです。

まずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援して、(仮称)初級アドバイザーの養成に努め各県の会員拡大に努めることが重要です。これによって、今後も全日本コースの受講希望者を増大することに努め、修了者は認定審査会を経て青少年育成アドバイザーとして認定し、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成28年2月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。27年度年から、全国会議員と一部地方議会、更に関係団体に対して、制定要望活動を行っていますが、いまだ制定には至っておりません。より一層取り組みを強化し、地方議会や県民会議等連合会、更に制定を要望する育成団体や青少年団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みます。

- (1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

{具体的な内容}

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) 自分自身の活動を見直します。

① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして自分の所属する地域や職業、自分の役職や団体を通じて、何を実践しているのかを見つめ直します。これにより、自分の中に占めるアドの位置を高めます。これを自覚する為にも、まずは、優先してアド関係事業や地域の活動・会議に参加すると共に周囲に自分がアドであることを理解願う為、名刺に「青少年育成アドバイザー」を印字し、自己アピールをします。アド共通の台紙を活用します。

(HP パスワードは adomeishi201608)

② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。まずは、年何回の集まりがあるか？どのような活動をしているかを点検し、都道府県単位のアド連としての活動・事業の推進に努めます。

・各県一強調運動の推進～各県アドが最も力を入れる運動を一つ決めます。

③ 全日本研究大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定します。

④ 情報をより多く発信・収集するためネットを利用し、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やします。

2)事務局体制を拡充して情報網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。全日本と各ブロック・各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

①全日本は各委員会に設置した事務担当を活用し、委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。

②各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供します

③全日本は各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催します。

3)各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立って、検討することが必要です。従来の3つの専門委員会を更に活性化して、その結果を理事会に報告し、その決定に従い具現化を図ります。

各委員会に正副委員長と事務担当を配置し、委員は理事及び有志で構成します。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします

・「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方

・関係する育成団体との連携の在り方

②市町村民会議・県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割を検討します。

・具体的な参画方法

③法人化(NPO, 一般法人、財団法人など)に関する課題～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど、法人化への課題解決の方策の検討をします。

④活動に必要な財源の確保方策を検討します。

⑤今年度の次の事業計画を担当します

・後継者養成委員会、広報委員会の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握。

(後継者養成委員会)

アドバイザー養成講座を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

①各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座(入門コース)の開催奨励支援。

入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知し、参加者の確保に努めます。

②入門講座が開催できない組織の為に、通信教育制度を創設し、実施方策を検討します。

検討事項

・テキストの作成～今井財団の助成金を活用し、作成委員会を設置して印刷・発行。

・通信講座の検討～募集方法、レポート審査方法の検討、修了者の活動方法など

③新第7期、全日本アドバイザー養成講座の実施。

④アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討。

～ゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討

⑤未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。

・養成講座修了者へのアプローチ～小論文の提出促進・認定者の活動基盤の構築

・各ブロック内の各県の現状把握～会員名と事業・予算の把握。総会資料の交換。

・隣県やブロック内組織の交流促進～隣県へも総会・研修会等事業開催通知を送る

・弱体化・衰退組織へのアプローチ～隣県組織・ブロック組織が担当し、全日本が支援する。～重点組織の決定(ブロックで協議して決定)

(広報委員会)

認知度が低いと云われる我らの運動(活動・事業)を広報して、育成運動の発展を図る為に、ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用すると共に、情報の交流を活発にして、周知徹底し、更に活動事例集の作成を検討します。

①各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開します。

②活動事例を発表する機会をつくり、この発表をHPやFBで公開し、これを活用してアド紹介資料(パンフレット)の活用や活動事例集の発刊を検討します。

③啓発資料(活動事例集)作成資金をどのように確保するかを検討します。

④アド連だよりを継続して発刊します。

⑤HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やします。

⑥作成している啓発グッズの販売・活用を促進します。

⑦今年度の次の事業を担当します

5、事業計画の2)広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう支援することを、育成運動の重点とします。(運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり)

①家庭で「一緒に〇〇しよう」(食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか)運動の推進
～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的な生活習慣の獲得を進めます。

②地域で「子どもの出番をつくろう」(子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社
仏閣・関係諸団体が実施する諸行事)運動の推進

～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。

③まちで(市区町村)「子どもが輝く機会をつくろう」(子どもの生き生きと頑張る姿が発表でき、
それを称賛する機会をつくる)運動の推進

～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任を培います。

(3)各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。

1)市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

①まず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、
課題を見つけます。

②社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」
の提唱・推進します。

③「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。

④従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めます。

2)県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

①まず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに
努めます。また、相互にHPにリンクできるように要請します。

②県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。

③社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」
の提唱・推進します。

④「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。

⑤従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。

⑥県民会議等連合会への加入を奨励・推進します。

(参考～未加入県)(H29:3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県(26府県)

(4)青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考え、その基本理念と推進方を立法化して、国並びに地方自治体が大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。今後も次のとおり、より一層力強く推進していきます。

1)独自の運動を強化・継続します

①国会議員への要望を継続し、その必要性和理解を訴えます。

その為、各都道府県単位でアドが所属する地域の国会議員への要望を継続します。(要望書は別紙のとおり。各都道府県会長名を記載し、全日本と連名でも可)

アド会員として、要望書又は制定要望のハガキを国会議員へ送ります。(差出人はアド会員の個人名又は、都道府県会長名。ハガキ文案は別紙のとおり)

②道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行い、地方議会の意志として、国(衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚)へ要望書の提出をお願いします。(陳情書・意見書案は別紙添付のとおり)

2)県民会議等連合会との連携を強化します。

①共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。

・各都道府県アドが所属する県民会議等へ、国会・地方議会への要望書提出を要請します。

3)関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

青少年の健やかな成長を願って、様々な団体が運動を展開しています。基本法の制定要望を中心課題として、私達アド養成講座を後援して下さる団体を始め、青少年育成の町づくりを目指す団体など可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努めます。

・そのため、協力要請団体を協議・検討します。

4)基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討します。

①青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

(例)

・法律の制定や改正。我らの要望を盛り込んだ育成大綱や計画書をつくること

・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事

・スマホ問題の解消方策を検討する事

・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う(全日本アド連の存在意義に繋がる地方組織ではできないこと)

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容とできるよう働きかけることも重要でしょう。

4、地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取り組んでいきます。

1) 隣のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることにあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

2) 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気を許し安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出しない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街、等できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

・事例の様子をHP や「アド連だより」で紹介

3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、

いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化しその対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタルコントロールの営みを深めていく必要があります。

そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。
(連絡先～事務局または、広報委員長～峠 テルコ愛知県アド協会長)

5、事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1) 会議・研究大会の開催

① 総会・研究大会の開催

期日 平成30年5月13日(日)

場所 香川県高松市 香川県青少年センター別館会議室

- ・29年度運動総括・事業報告・決算報告承認
- ・30年度運動方針・事業計画・予算計画の決定
- ・研修

また、研究大会については、次期開催予定県の計画をする。

- ・31年徳島・32年島根・33年香川・34年鳥取・35年愛媛
- ・この中に岡山が開催可能となれば、組み込むこととする

その他～各県総会資料を持参いただき、各県に配布し、活動・予算決算の状況を相互に理解し、学び合う。

② 役員会の開催(年2回)

第1回 期日 平成30年5月13日(日) 総会前に総会開催地で

第2回 期日 平成30年10月5日(金) 内閣府主催ブロック研修会の直後

場所 島根県民会館 松江市

③ 山口研究大会の開催

期日～平成30年9月28～29日(金・土)

場所～山口県防府市栄町1-5-1「ルルス防府2F」

防府市地域協働支援センター 多目的ホール

宿泊先～ホテルルートイン防府駅前

視察～山口きらら博記念公園

懇親会・交流会

2)全日本アド連会議・事業への参加

①総会ならびに研究大会

期日 平成30年6月24(日)・25日(月)

場所 宮城県宮城郡松島町「パルス 松洲」

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

・31年(中国・四国)・32年(近畿)33年(関東・甲信越)

・34年(東海・北陸)・35年(東北・北海道)

・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・

②理事会の参加～年3回開催

第1回～30年度、総会議案準備～30年4月14・15日～青少年総合センター。

第2回～30年度、総会提出議案成案協議～30年6月24日

第3回～内閣府主催中央研修会終了後～30年11月27・28日～青少年総合センター。

第4回～養成講座開催期間中～31年2月23日～青少年総合センター

③役員会への参加～

必要に応じて開催するが、一回は平成31年4月アド認定審査会に併せて開催

④専門委員会への参加～総会・理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

⑤事務局会議への参加～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

⑥後継者養成講座への参加

・入門講座の開催支援

後継者養成委員会が中心となって、各県・ブロックで仲間を増やすための、入門講座に講師を派遣しその開催を支援します。(開催ブロック・県は隣県へも募集を行う)

・全日本アドバイザー養成講座要項により実施する養成講座への参加。

と き 平成31年2月22・23・24日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

⑦テキスト作成委員会・実行委員会への参加

と き 平成30年5月・6月 他 適時

ところ オリンピック記念青少年総合センター

⑧その他～各県総会・研修会への役員派遣。

上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。

各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める

3)内閣府など関係機関事業への積極的参加

①中央研修会への参加

と き 30年11月26・27日(月・火)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

②各ブロック研修会への参加

・中国・四国ブロック研修会

と き 平成30年10月5日(金)10:00～15:00

ところ (松江市)島根県民会館

③その他、関係事業への参加

・青年リーダー研修会

と き 平成31年1月 日(～)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

4)広報・啓発活動と組織網の活用

①会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

バッチ 1,500 円。名刺台紙～HP からダウンロード(パスワード adomeishi201608)

又は広報委員会へ申し込む(台紙・印刷代で 100 枚が 1,800 円)

②「ありがとう」運動缶バッジ・シールの作成と活用

シール(小)5枚組 10円。シール(大)1枚 100円。缶バッジ1個50円。

③のぼり旗の作成と活用

見本は HP に掲載・現物は大会会場掲示～1本 3,000円

④「全日本アド連たより」の投稿・情報提供

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載する。

⑤全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなど IT の活用

ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。又、グループメールの登録者を拡大し、即座に情報の受・発信ができる体制を整える。

その為、各県の推薦により、情報提供担当者を決定する。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供する。

(参考全日本アド連 担当)

- ・山本会長～e-mail: kunihiko-yamamoto@ncn-k.net
- ・香川情報担当～e-mail: kagawa@ayauta.net
- ・清水広報委員会事務担当～e-mail: [jyoshin011@gmail.com](mailto: jyoshin011@gmail.com)
- ・谷本事務局長～e-mail: higenyabi2451@mc.pikara.ne.jp

(広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

⑥情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図る。

県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知する。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努める。

⑦啓発パンフレットの活用を図り、活動事例集作成を検討する

各県やアド個人の活動事例を把握して、全日本が作成するため事例を提供する。

5) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- ・連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。

- ・各県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員に要望書を持参又は郵送する。(要望書は別紙添付のとおり)
- ・各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。(別紙添付ハガキにより)
- ・可能な県アド協は、県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行う(陳情書及び意見書(案)は別紙添付のとおり)

6) 被表彰者の推薦を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各県 1 名程度、全日本総会において表彰するため、この候補者の推薦を各県会長名で行う。

又、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の推薦も行う。

7) その他

必要が生じた事業・活動については、役員会で協議、決定する。

第7号議案

平成30年度 予算（案）

【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

◇ 収入の部

【単位：円】

項 目	29年度予算額	30年度予算額	増 △減	摘 要
会 費	63,000	63,000	0	7,000円×9県
繰 越 金	73,818	43,326	△ 30,492	29年度繰越金
雑 収 入	182	674	492	利息等
合 計	137,000	107,000	△ 30,000	

◇ 支出の部

【単位：円】

項 目	29年度予算額	30年度予算額	増 △減	摘 要
会 議 費	30,000	20,000	△ 10,000	総会・研修会、役員会
事 務 費	8,000	10,000	2,000	事務消耗品
通 信 費	10,000	8,000	△ 2,000	郵券
組 織 費	20,000	20,000	0	研究集会助成
旅 費	30,000	30,000	0	役員会・全日アド理事会
雑 費	1,000	1,000	0	振込手数料
予 備 費	38,000	18,000	△ 20,000	
合 計	137,000	107,000	△ 30,000	

第 8 議案

平成 31 年度 第 25 回研究集会開催地

- ・開催県：徳島県
- ・開催地：徳島市内
- ・日 程：平成 31 年 9 月 7 日(土)～9 月 8 日(日)
- ・内 容：

第 9 議案

平成 32 年度 第 26 回研究集会開催地

- ・開催県：島根県（案）
- ・開催地：
- ・日 程：
- ・内 容：

役員名簿（平成 29～30 年度）

役職	氏名	住所	電話	県役職
会長	山本 邦彦	682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿 834-1	0858-43-2013 (兼 Fax)	会長
副会長	谷本 治	798-1105 愛媛県宇和島市三間町是能 202-40	0895-58-4730 0895-58-4785 (Fax)	会長
	香川 勝	761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊 183-1	0877-86-2074 (会長宅)	会長
委員	原 史行	699-0501 島根県出雲市斐川町学頭 2022-1	0853-72-2289	会長
	小西 正明	731-0223 広島市安佐北区可部南 1-20-2	082-812-3625 (兼 Fax)	会長
	人見 孝子	701-1131 岡山県岡山市北区日応寺 1521-3	086-294-5344	
	加屋野智美	747-1232 山口県防府市切畑850-1	0835-32-1339 (兼 Fax)	会長
	浜田 豊高	789-0314 高知県長岡郡大豊町日浦 711-1 * 事務局(志手 清晴) 789-1201 高知県高岡郡佐川町甲 1233-7	0887-72-0623 (会長代行宅) 0889-22-5139 (事務局)	会長
	谷口 崇義	771-4266 徳島市八多町金堂 126-2	088-645-1073 (兼 Fax) 09028902852	会長
事務局長	清水 成真	682-0132 鳥取県東伯郡三朝町三徳 1.016	0858-43-2882 Fax 43-2922	事務局 長
監事	西岡 賦文	779-1101 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上 40-1	090-3789-8818	
	内山 幸光	720-2111 広島県福山市神辺町上御領 1930-2	084-966-0731 (兼 Fax)	

中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会規約

【名称および事務局】

第1条 本会は、中国・四国ブロック青少年育成アドバイザー連合会と称し、事務局を事務局長宅へ置く。

【目的】

第2条 本会は、地域社会における青少年育成アドバイザー活動の資質向上を図るため、会員相互の連携、情報交換及び調査研究を行い、また、全国組織、関係機関等と連携し、促進を行うことを目的とする。

【組織】

第3条 本会の会員は中国・四国各県の青少年育成アドバイザーで構成された組織とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 国民会議、県民会議、市町村民会議及び青少年育成団体組織との緊密な連携を図り、実践活動を推進する。

(2) 調査、研究、研修会等の実施、並びに多様な情報メディアによる情報の収集と提供を行う。

(3) 青少年の国際交流、ボランティア活動の推進に支援協力する。

(4) その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【会員の種別】

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 第3条の組織。「一般会員」

(2) 目的に賛同し、賛助会費を納めた個人・法人・団体。「賛助会員」

【入退会手続き】

第6条 一般会員又は賛助会員の入退会手続きは、組織の会長より必要書面を連合会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

【役員・任務・顧問】

第7条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名 (4) 監事 2名

(2) 副会長 2名 (5) 事務局長 1名

(3) 委員 若干名 (6) 顧問 若干名

2. 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長 : 会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長 : 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
但し、代行は役員会で決定する。

(3) 委員 : 役員会を組織し、第12条2項を議決し、執行する。

(4) 監事 : 業務及び財産を監査する。

(5) 事務局長 : 会務の事務関連事項を処理する。

3. 本会に顧問をおくことができる。顧問は必要に応じて役員会等において意見を述べるができる。

【役員を選任】

第8条 本会の委員、役員を選出、選任は次のとおりとする。

(1) 委員は、各県からの代表1名選出する。

(2) 会長、副会長は委員の中から選任し、総会において承認を得る。

(3) 事務局長は会長が指名し、総会において承認を得る。

(4) 監事は委員以外から選出し、総会で承認する。

【役員任期】

第9条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠等により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

【役員の解任】

第10条 役員が、職務の執行に堪えないと認められた時、また、役員にふさわしくない行為が認められた時は、総会の議決により解任することができる。

【会議】

第11条 本会の会議は、総会、臨時総会および役員会とし会長が招集する。総会の議長は出席者の中から選出し、役員会の議長は会長があたる。

なお、役員会の定足数は、委員の3分の2以上の出席で成立する。但し、委任状を含むものとする。また、委員が出席できない時は代理人を認める。

議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、論長の決するところによる。

- (1) 総会は、組織からの代議員3名で構成し、年1回開催する。但し委任状を含むものとする。
- (2) 臨時総会は、役員会の要請により開催する。
- (3) 役員会は、委員をもって構成し、毎年1回以上開催する。また、役員会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。

【議決事項】

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業および収支に関する事項。
 - (2) 役員選任に関する事項。
 - (3) 規約改正並びに運営に関する事項。
 - (4) その他、役員会での付議事項。
2. 役員会は次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 総会に付議する事項。
 - (3) 監事は意見を述べることはできるが、議決権はない。
 - (4) その他、会務の執行に関する事項。

【経費】

第13条 本会に要する経費は、「会費、臨時会費、寄付金、補助金、事業収入等」をもってこれにあたる。

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 年会費（年額1回払い）7,000円
- (2) 賛助会費（年額1回払い）5,000円

【会計年度】

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【個人情報の保護】

第16条 会員等の個人情報を取得および利用する場合には、利用目的を明確にし、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で適正に個人情報を取扱うとともに、目的外利用はしない。

【付記】

本会の規約は、平成9年2月16日より施行し、運営規定は別途定める。

本会の規約は、平成9年10月18日一部改正。

本会の規約は、平成17年4月24日改正して施行する。運営規定は別途定めない。

本会の規約は、平成30年6月9日一部改正。